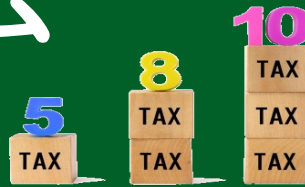


# 消費税なんでも 個別相談会 のご案内



10/1…いよいよ消費税増税。

「10月からの請求書の書き方、レシートの表示はこれでいい!？」

「軽減税率内容複雑すぎる!？」

「うちは、免税だから消費税は関係ない!？」

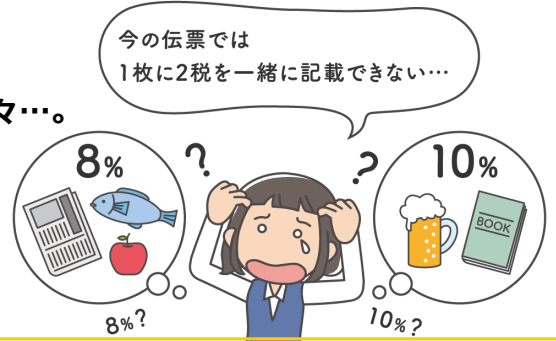
「複数業種売上の消費税を分けないとどうなる!？」等々…。

今さら、聞けない…モヤつとを、

商工会は分かりやすくズバッと解決!

今日から出来る「消費税増税」にむけた準備に、

きつとお役に立てます!



## 日時・場所

【1回目】令和元年9月12日（木）三和支所

【2回目】令和元年9月18日（水）本所（三良坂）

※両日、13:30~15:30 相談時間は1事業所「30分」までとさせていただきます。

## 講師

「GO&DO篠原税理士法人」

税理士 石森仁美氏

※商工会職員研修会の講師もされており、  
とても分かりやすくお話いただける先生です。



## 申込方法

下記の参加申込書に必要事項を記入し、

9月9日（月）までにFAX（0824-44-3390）までお申込みください。

※参加費…無料!

消費税なんでも個別相談会参加申込書 FAX 0824-44-3390

事業所名				参加者氏名			
ご住所	〒 -						
携帯電話				F A X			
希望日時 ※該当に○を してください	( ) 9月12日 (木) 三和支所			( ) 9月18日 (水) 本所：三良坂			
	13:30~	14:00~	14:30~	15:00~			

※希望日時重複の場合は、先着優先にて調整させていただきます

お問い合わせ 三次広域商工会 TEL0824-44-3141

令和元年10月1日から、消費税率が10%になります。

同時に、「酒類・外食を除く飲食料品」や「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象にした、**軽減税率（8%）**の適用が始まります。

「うちは食品しか売らないから、今までどおり全部8%でいいよね…」

「うちの会社は建設業だから、関係ないね!!」

「うちは免税事業者だから、関係ないでしょ？」

本当にそうでしょうか？ 以下の例を見てみましょう。

### ⇒青果店の場合

野菜や果物のみを販売する青果店の場合、その売上げは全て軽減税率（8%）の対象かもしれません。

しかし、野菜を包むラップ材やトレーはどうでしょうか？

これらの包装材の仕入れは標準税率（10%）が適用されます。精肉店や鮮魚店も同様です。



### ⇒仕出し・弁当屋の場合

仕出しや弁当の材料は、軽減税率（8%）の対象かもしれません。

しかし、仕出しや弁当の容器や、調味料として使う「みりん」や「お酒」は酒類に該当しますのでこれらの仕入れには標準税率（10%）が適用されます。

### ⇒飲食料品を取り扱わない事業者の場合

建設業の場合、建築資材を仕入れて建物を販売しますから、一見、標準税率（10%）対象の取引しかないように思えます。

しかし、お客様に出すお茶やお菓子、取引先への贈答品は酒類を除いて軽減税率（8%）の対象となります。



### ⇒免税事業者の場合

免税事業者の場合は、これまでと同じく消費税が課税されませんので、消費税の申告や納税をする必要はありません。

しかし、贈答品として「ビール」（標準税率（10%）対象商品）と「ジュース」（軽減税率（8%）対象商品）を購入したお客様が「課税事業者」の場合は、適用税率ごとに区分して記載した請求書（区分記載請求書）の発行を求められる可能性もあるでしょう。

これらのように軽減税率制度の実施は多くの事業者に関係します。

令和元年10月からの軽減税率制度の実施に向け、それぞれの事業所の状況に応じた早めの準備が必要となります。